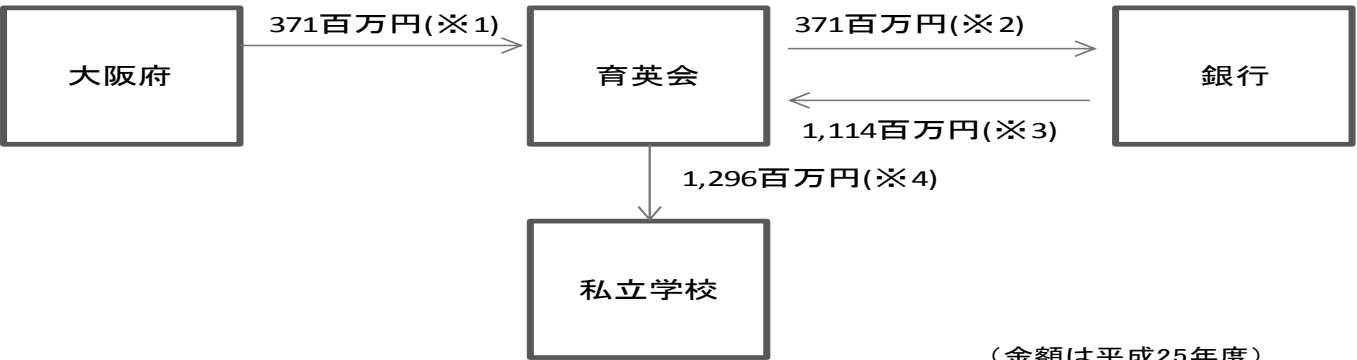


育英会に対する預託資金貸付けの必要性の検討

担当課：府民文化部 私学・大学課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）は、私立学校に対して施設整備のための資金を低利で貸付けることを目的として、大阪府私立学校振興会（以下「振興会」という。）が平成5年度から実施していた私立学校施設整備資金事業（以下「本件事業」という。）の債権債務を平成15年度に承継している。</p> <p>(1) 振興会が平成14年度末に解散し、平成14年度以降、新規の貸付けは実施されていない。</p> <p>(2) 育英会が本件事業の債権債務を引き継いだ平成15年度以降、年1回3月末に私立学校からの施設貸付金の回収と銀行への借入金返済が行われ、収益事業として実施している。</p> <p>(3) 施設貸付金の原資は銀行から借入れを行っており、銀行借入は変動金利、施設貸付金は固定金利である。</p> <p>(4) 本件事業は平成34年度末に終了する予定である。</p> <p>2 振興会は、平成5年から銀行との間で借入契約を締結するとともに、より有利な金利を適用するために、別途覚書を取り交わしている（育英会が当該契約及び覚書を引き継いでいる）。</p> <p>(1) 覚書では、借入金残高の3分の1にあたる金額を定期預金に預け入れることで、借入金の実効金利を短期プライムレート（以下「短プラ」という）+0.5%、表面金利は原則として短プラを下回らない水準とするとされている。</p> <p>(2) 大阪府は本件事業を支援するため、府が預託資金を育英会に毎年短期貸付けを繰り返す形で、TIBOR(平成25年度は0.36%)により貸付けるとともに、銀行借入金には大阪府が損失補償をしている。</p> <p>(3) 預託により、平成25年度では銀行からの借入額1,114百万円に対する育英会の支払利息を0.5%引き下げる効果がある。その結果、大阪府への支払利息1百万円の発生を考慮しても、育英会に対して約4百万円の支援効果がある。</p> <p>【スキーム図】</p>  <p>(金額は平成25年度)</p> <p>※1 変動金利。TIBORによる(銀行間の無担保短期市場で用いられる金利)。0.360%                  ※2 定期預金として預託する。0.025%。                  ※3 変動金利で毎年見直される。短プラを下回らない水準とされ、1.475%。                  ※4 固定金利。貸付年度ごとに異なっている。1.475%~4.2%。</p> <p>3 平成25年度における利息及び金利水準は下記のとおりである。</p>	<p>平成26年度における大阪府の預託のための貸付額は240百万円であり、平成25年度末における育英会の収益事業の預金残高が322百万円であったことを考慮すると、銀行への預託資金の規模は、大阪府からの貸付けがなくても育英会が自らの資金で預託をすることが可能な水準まで低下している。</p>	<p>【改善を求めるもの(意見)】</p> <p>育英会が行う本件事業に対する府貸付金については、育英会自らの資金で預託することが可能な水準まで低下していることから、大阪府の関与の必要性を検討されたい。</p>

(千円)			
科目	内容	利息	利率
受取利息	施設貸付金	22,681	1.475%~4.200%
	預託金	93	0.025%
	計	22,774	-
支払利息	銀行借入金	16,399	1.475%
	大阪府借入金	1,338	0.360%
	計	17,737	-
差引		5,037	-

- 4 利息のみを集計した場合、平成15年度から平成25年度の累計では、受取利息829百万円に対して支払利息は555百万円と274百万円の差額が発生している。  
また、収益事業会計が保有している平成25年度末現金預金残高は322百万円である。
- 5 平成26年度における育英会に対する府の預託貸付額は、240百万円である。

#### 措置の内容

本件事業は、平成15年度に大阪府私立学校振興会から引き継いだものであり、育英会は学校からの施設貸付金の回収と銀行への借入金返済を実施しているのみである。平成14年度以降、新規の学校への貸付は実施していないため、毎年銀行借入金は減少しており、それに伴い預託金も減少している。現在、預託金額は育英会自らの資金で預託可能な規模まで減少しているため、検討した結果、次年度以降、府から預託原資の貸付は行わないこととした。